

(総則)

第1条 本細則は緊急地震速報利用者協議会規約の細目について定めるものである。

(会員)

第2条 法人会員は、予め当該法人に所属する者の中から本会を担当する者1人を定めておくものとする。

2 本会を担当する者が法人の都合により異動し、その責を果たせない場合は、速やかに新たに担当する者を定め、会長に届け出るものとする。

(代理出席)

第3条 役員または法人会員の本会を担当する者が、会議等に出席できない場合は、その代理の者を当該者の所属する法人から出席させることができる。この場合、その都度、代理の出席者名等を予め会長(部会にあっては部会長)に届けるものとする。

2 代理出席者(特別会員を除く。)は表決権を有するものとする。

(異動に伴う役員の変更)

第4条 役員が所属する法人の都合により異動し、役員の責を果たせない場合は、当該役員が所属する法人において、その役員の残余の期間を引継ぐものとする。この場合、当該法人は新たに役員となる者を選任のうえ、すみやかに会長に届け出るものとする。

(委任状)

第5条 会議の委任状は会長(部会にあっては部会長)に一任として提出することとする。

(表決権)

第6条 会議における法人会員(特別会員を除く。)については、同一法人の者が複数出席した場合においても表決権は1票とする。

(部会長代理の指名)

第7条 部会長はその代理をあらかじめ部会員の中から指名しておくものとする。

(会計監事)

第8条 会計監事は次の事務を行う。

- (1) 事務局の作成した決算書に基づき、帳簿、預金、現金等についての会計監査
- (2) 定期総会において会計監査結果の報告

(事務局及び事務局長)

第9条 事務局は財団法人気象業務支援センターにおき、事務局長は同センターの理事長とする。

2 事務局は次の事務を行う

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 庶務に関すること。
- (4) 会計事務に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(旅費、日当等)

第10条 役員または事務局職員が本協議会の目的で出張した場合、これに関わる旅費等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて支払うことができるものとする。

(役員の交通費の支給)

第11条 役員が本会の会議等に出席した場合、社会的慣行を考慮した交通費の実費を支払うことができるものとする。

(講演料の支払い)

第12条 総会又は部会等で講演を依頼した場合、講演者へ講演料を支払うことができるものとし、講演料は国の支払いに準ずるものとする。

(附則)

この細則は、平成 19 年 1 月 26 日に発効する。

この細則は、平成 23 年 6 月 28 日に発効する。